

富山県森林法施行規則第2章第1節に規定する許可の基準に係る審査基準

富山県森林法施行規則（平成12年富山県規則第13号。以下「規則」という。）第9条に規定するその他の基準を次のとおり定める。

（土砂の移動量に関する基準）

第1条 規則第4条第2号に規定する基準は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) スキー場の滑走コースに係る切土量は、1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。
- (2) ゴルフ場の造成に係る切土量又は盛土量は、それぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

（切取等の工法に関する基準）

第2条 規則第4条第3号に規定する工法に関する基準は、次に掲げる各号の基準によるものであること。

- (1) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- (2) 盛土は、必要に応じて水平層に敷き均し順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- (3) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工等の実施の措置が講ぜられること。
- (4) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれがないように工事時期、工法等について適切な配慮がなされること。
- (5) 切土は、次によるものであること。
 - ア 法面の勾配は、地質、土質、切取高、気象及び近傍にある既往の法面の状態を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
 - イ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置れる等崩壊防止の措置が講ぜられること。
 - ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられること。
- (6) 盛土は次によるものであること。
 - ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。また盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度（1：1.43）以下であること。
 - イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

ウ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段が設置されるほか必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられること。

(7) 捨土は、次によるものであること。

ア 捨土は土捨場を設置し、土砂の流出の防止の措置が講ぜられるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ、設置されるものであること。

イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

(公共施設等に近傍する場合の擁壁の設置の基準)

第3条 規則第4条第4号に定める「周辺の土地の利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近傍し、かつ、盛土にあっては、盛土により生ずる法面の勾配が30度（1：1.73）より急で、高さが1メートルを超えるものに該当すると認められる場合には、擁壁の設置その他の法面の崩壊防止の措置が適切に講ぜられること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかの基準に該当すると認められる場合には、

擁壁の設置その他の法面の崩壊防止の措置を要しないことができる。

(1) 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つための擁壁等の設置が必要でないと認められる場合

(2) 切土により生ずる法面の勾配が30度（1：1.73）以下で、かつ、高さが2メートル以下の場合

(3) 硬岩盤と認められる場合

(4) 表1の左欄に掲げる土質に応じ、同表の中欄に掲げる法面の勾配以下の場合

(5) 表1の左欄に掲げる土質に応じ、同表中欄の法面の勾配を超え、同表の右欄の法面の勾配以下で、かつ、その高さが5メートル以下の場合。ただし、前号に定める勾配に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、この法面の部分を考慮せず、その上下の法面は連続しているものとみなし、上下の法面の和が5メートルを超える場合は、この限りでない

表1 擁壁が必要な切土勾配

土質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度（1：0.58）	80度（1：0.18）
風化の著しい岩	40度（1：1.19）	50度（1：0.84）
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これに類するもの	35度（1：1.43）	45度（1：1.00）

3 第1項の規定により設置する擁壁の構造は、次に掲げる基準のいずれにも該当するものであること。

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5倍以上であること。
- (3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5倍以上であること。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

（法面の保護に関する措置の基準）

第4条 規則第4条第5号に規定する法面保護に関する措置は、次に掲げる各号の基準によるものであること。

- (1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。
- (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造の基準は前条第3項によるものであること。

（土砂等の流出の防止に関する措置の基準）

第5条 規則第4条第6号に規定するえん堤等の設置に関する措置は、次に掲げる各号の基準によるものであること。

- (1) えん堤等の貯砂容量は、次により算定された林地開発行為に係る土地の区域からの流出する土砂量を貯砂しうるものであること。
 - ア 林地開発行為に伴う事業の工事期間中における流出する土砂量は、林地開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たりの1年間の流出量をおおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等の状況を考慮のうえ適切に定めたものであること
 - イ 林地開発行為に伴う事業の工事終了後において、地形、表土の剥ぎ取り状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出すると認められる場合には、その流出量を別途積算したものであること。
- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出の地点に近接した位置であること。
- (3) えん堤等の構造の基準は、「治山技術基準解説」（発行：㈱日本治山治水協会、監修：林野庁）を準用したものであること。

（排水施設に関する基準）

第6条 規則第4条第7号に規定する排水施設的能力は、次に掲げる各号の基準によるものであること。

- (1) 排水施設の断面の基準は、雨水の流出量に対する排水の流量を余裕をもって安全に排水できると認められるものであること。
- (2) 前項に規定する雨水の流出量及び排水の流量の算出の方法は、雨水の流出量については合理式（ラショナル式）とし、排水の流量は原則としてマニング式により求めること。ただし、降

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

雨量と流出量の関係が別に高い精度で求められる場合には、単位図法等によって算出することができる。

(3) 前項に規定する合理式（ラショナル式）の適用に当たっては、次に掲げる基準によるものであること。

ア 流出係数は、表2を参考にして定めていること。

イ 設計雨量強度は、表3の単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とすること。

ウ 洪水到達時間は、流域の最遠点に降った雨が河道を流下して、施設の設置地点までに要する時間であり、その到達時間を勘案して定めた表3の単位時間を参考にして定めること。

表2 流出係数

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

備考 1 表2の区分の欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大とすることができる。

2 集水区域内の地表状況及び傾斜等が異なった場合は、面積按分による平均流出係数を求めるものとする。

表3 洪水到達時間

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

備考 洪水到達時間は、必要と認められる場合には算定式により求めるものとする。

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

- (4) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれている場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じて第1号の規定により定められたものより大きく定めること。
- 2 規則第4条第7号に規定する排水施設の構造は、次に掲げる各号の基準によるものであること。
- (1) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう適切な措置がされること。
- (2) 排水施設のうち暗渠となる構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられること。
- (3) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられること。
- (4) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川又は他の排水施設まで導くように計画されること。
- 3 前項第4号の規定により、河川又は他の排水施設に排水を導く場合において、河川又は他の排水施設の管理に著しい影響を及ぼすことと認められる場合にあっては、河川等の管理者の同意が得られているものであること。

(災害防止に関する洪水調節池の設置の基準)

第7条 規則第4条第8号に規定する洪水調節池のえん堤等の設置に関する措置は、次の各号に掲げる基準によるものであること。

- (1) 洪水の調節容量は、林地開発行為に伴う事業の下流における河川等の流下能力を考慮のうえ30年確率で想定される雨量強度における当該行為に伴う事業の工事中及び事業終了後の洪水のピーク流量を下流の河川等の流下能力（許容放流量）の値までに流量の調節ができる能力及び構造であると認められること。また、流域の地形、地質、土地の利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。
- (2) 前号に定める「下流における流下能力を考慮のうえ」とは、林地開発行為に伴う事業の工事前において、既に3年確率で想定される雨量強度における洪水のピーク流量が下流における河川等の流下能力を超えるものにあっては、必要があると認められる場合には、この超える流量も調節ができる容量の能力及び構造であること。
- (3) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度における洪水のピーク流量の1.2倍以上、また、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上の能力及び構造であること。
- (4) 洪水の調節の方式は、原則として自然放流方式の構造であること。

(水害防止に関する洪水調節池の設置の基準)

第8条 規則第5条に規定する洪水調節池のえん堤等の設置に関し、「別に定める基準を超える洪水の流量」とは、次の各号に掲げる基準によるものであること。

- (1) 林地開発行為に伴う事業による工事の下流（林地開発行為に係る森林の水害防止の機能に依存する地域）の河川等において、30年確率で想定される雨量強度による洪水のピーク流量がその河川等の流下能力からして、安全に流下させることができない地点を選定したものであるこ

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

と。

- (2) 前号の規定により選定した地点のうち、さらに30年確率で想定される雨量強度により工事中及び工事終了後の洪水のピーク流量が工事前の洪水のピーク流量に対して1%以上の増加する地点を選定したものであること。
- (3) 前号の規定により選定した地点のうち、当該地点における工事前の30年確率で想定される雨量強度における洪水のピーク流量が林地開発行為をしようとする森林の面積に対しこの選定した地点のそれぞれの集水区域の面積の割合による比流量が最小となる地点を、原則として当該行為に伴う事業によりもっとも影響を受ける地点として選定したものであること。また、この選定したもっとも影響を受ける地点に比べ他に流下能力が著しく小さい地点が存在する場合は流下能力の著しく小さい地点についても選定したものであること。
- (4) 前号の規定により、もっとも影響を受ける地点として選定した比流量を工事前の30年確率降雨強度に対する洪水調節池からの許容放流量として決定したものであること。
- (5) 第3号に規定する流下能力が著しく小さい地点の河川等の流量断面による洪水のピーク流量から集水区域の雨量強度及びこれに対する何年確率降雨かについて求めること。これによって工事前の何年確率降雨強度に対する洪水調節池からの許容放流量を決定したものであること。
- (6) 前号及び第4号の規定により洪水調節池の集水区域における30年又は何年かの確率降雨強度により想定される工事中及び工事終了後のそれぞれの洪水のピーク流量を工事前のそれぞれの許容放流量に調節できる洪水調節池の容量を決定したものであること。
- (7) 前号の規定にかかわらず、前条の規定による3年確率降雨強度より前号により算定した確率降雨強度が小さい場合は、3年確率降雨強度により算定したものであること。
- (8) 河川等を安全に流下させることができない地点が生じない場合には、前条に定める洪水調節池の設置の基準によるものであること。
- (9) 当該地点の選定に当たっては、当該河川等の管理者から河川等の構造の確認を行うとともに洪水のピーク流量の流出に関する同意が得られていること。
- (10) 洪水の余水吐の能力は、前条第3号に定める基準による構造であること。
- (11) 洪水の調節の方式は、前条第4号に定める基準による構造であること。

(水の確保に関する基準)

第9条 規則第6条第1号の規定に関する基準は、導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水の利用に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(環境の保全に関する基準)

第10条 規則第7条第1項第1号に規定する「相当の面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることとして、次に掲げる各号の基準により森林又は緑地が造成されるものであること。

- (1) この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表4の

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものであること。

(2) 残置し又は造成する森林又は緑地は、表4の森林の配置等により林地開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

(3) 表4に掲げる林地開発行為の目的以外の林地開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表4の林地開発行為の目的に類似すると認められる基準に準じて適切な配置がなされていること。

2 前項第1号に定める「残置し又は造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保がされてきたことを考慮のうえ、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の第2項第3号の規定に係るもののうちの基準であり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、この適用に当たっては、やむを得ない事情と認められる場合に限るものであること。

3 第1項第3号に定める表4の開発行為の目的の欄の住宅団地の造成に係る「緑地」には、次の各号に掲げるものを含めることができること。

- (1) 公園・緑地・広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道
- (4) 法面緑化
- (5) その他上記に類するもの

4 第1項第3号に規定する「表4の林地開発行為の目的に類似すると認められる基準に準じて適切な配置がなされていること」については、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合にあって、その土地の利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められる場合にあつては、この限りでない。

表4

林地開発行為の目的	事業区域内の森林の残置又は造成する割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率は、おおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅は、おおむね50メートル以下とし、複数のコースを並列して配置する場合は、その間の中央部に幅おお

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

		<p>むね100メートル以上の残置森林を配置する</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は、1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。</p> <p>また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント以上とする。(残置森林率おおむね40パーセント以上)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上(残置森林率おおむね40パーセント以上とする。)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の林地開発行為に係る森林の1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の林地開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 林地開発行為に係る森林の1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。 (緑地を含む)	<p>1 事業区域内の林地開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 林地開発行為に係る森林の1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は、必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

備考

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち、若齢林（15年性以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩の切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- 4 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適するよう原則として樹高0.3メートル以上の高木性樹木を、表5の左欄の樹高に応じ、同表の右欄の植栽本数を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するものとする。

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

表 5

	植栽本数（1区当たり）
0.3～0.6メートル	5,000本
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

（植生の保全に関する基準）

第11条 規則第7条第2号に定める「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物への影響について配慮した措置が講ぜられていること。また、「必要な造成」とは、必要に応じて複層林等の安定した群落を造成すること。

（景観の維持に関する基準）

第12条 規則第7条第3号の規定は、土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持が保たれるように、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、切取若しくは盛土の法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置を適切に行われること。

（同意に関する基準）

第13条 規則第8条第2項に定める「相当数の同意」とは、林地開発行為に係る森林につき林地開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意が得られる見込みがあると認められること。ただし、その他の者の同意が得られる見込みがあると認めた者にあつては、申請に関する審査が終了するまでに同意を得ていること

（現状回復等に関する基準）

第14条 規則第8条第7号に定める「現状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することなどなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置が行われること。

（森林施業への影響に関する基準）

第15条 規則第8条第8号に定める「森林施業に著しい支障」とは、林地開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画があること。また林地開発行為の対象箇所奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように適切な措置が行われること。

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

(事業活動への影響に関する基準)

第16条 規則第8条第9号に定める「住民の生活及び事業活動に著しい支障」とは、地域住民の生活への影響を考慮し、林地開発行為を伴う事業の実施により地域住民の生活環境の保全を図る必要があると認められる場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定の締結等がなされていること。

(残置森林の維持管理の基準)

第17条 規則第8条第10号に定める「維持管理されること」とは、残置し又は造成する森林又は緑地について、許可申請者が権限を有していることを原則とし、地方公共団体等との間で森林又は緑地の維持管理について協定の締結等がなされ、適切な維持管理が行われると認められること。この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については原則として将来にわたり保全されると認められるものであること。

(細則)

第18条 前条までに規定する基準によることが法第10条の2第2項各号の不許可基準に該当すると認められる場合においては、この基準によらないものとする。

第20条 前条までに規定する審査基準のほか、規則第4条から第9条までに規定する許可の審査に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

第21条 前条までに規定する審査基準のほか、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」（令和2年2月5日付け森政第763号農林水産部長通知）によるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成12年4月3日から施行する。

この基準は、平成21年3月4日から施行する。

この基準は、令和2年2月5日から施行する。

注意：この審査基準は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。